

経済産業省

受託調査

インドネシアの模倣品対策に関する調査

2016年8月

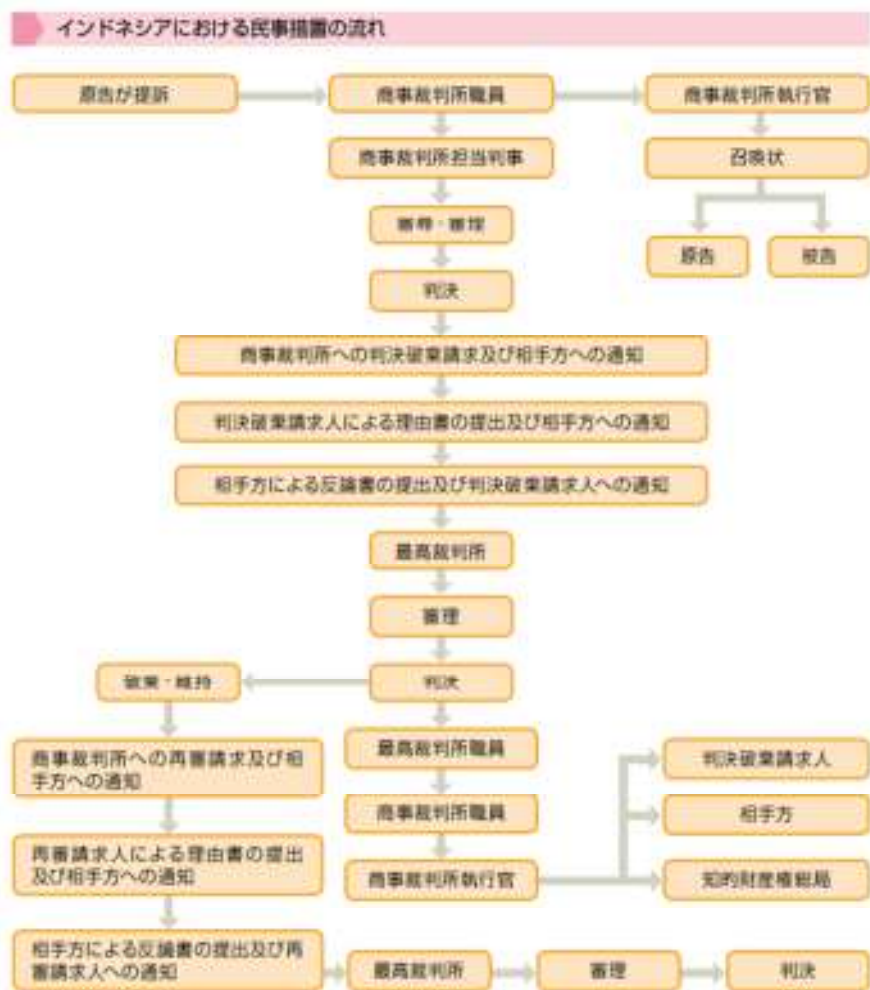
日本貿易振興機構（JETRO）

ジャカルタ事務所

は、犯罪予防の効果をもたらすために重要である。また、大半の案件で、強制調査は、追加的な措置なしで、被疑者からの侵害品の押収で簡単に成功裏に終了することが多い。

4. 司法対策実務

4.1 手続フロー



(出所元：JETRO アセアン・インド知的財産ハンドブック)

4.2 実務上の留意点

訴訟に関しては費用と効果を検討し、保護する権利ごとに有効性を考慮して民事訴訟手続と刑事訴訟手続を使い分けることが重要である。

4.2.1. 民事訴訟

インドネシアの裁判所は特許権侵害・無効に関して経験が少ないため、他国の判決例を提供することは有効である。(外国企業の場合、同じ侵害問題が同時に発生すると、インドネシアで最初の裁判を起こすのを

嫌うことが多い。)

損害の算定に関する規定が存在しないため、裁判所によって適用される明確な方法がない。

商務裁判所に民事訴訟を提起すると、通常 6 カ月以内に判決が下される。

刑事強制調査の改正にも関わらず、特定の侵害問題を解決するには、一般に民事手続よりも強制調査が効果的である。また、民事訴訟は、刑事強制調査を行うよりも費用が大幅にかかる。民事訴訟は、特に商標権又は著作権侵害の際、あまり選好される手段ではない。このような場合、知的財産権利者は、侵害を中止させるため、刑事強制調査に頼り、その後、訴訟を起こさないことの反対給付として協議する。これは、過度に高額となる民事訴訟に比べ、より費用面で有効な手段である。しかし、特許権侵害の場合、かかる問題が複雑なため、民事訴訟が有効である。

4.2.2. 刑事訴訟

管轄は、被疑者の住所地の地方裁判所となる。知的財産の係争案件に関する経験が少ないので、判決の予想が困難である。有罪判決が下りても、犯罪者は執行猶予、又は低価格の罰金になる。なお、汚職があるので、刑事訴訟を提起することはまだ難しいところがある。なので、警察により、合議を取るよう進められることが多い⁶⁵。

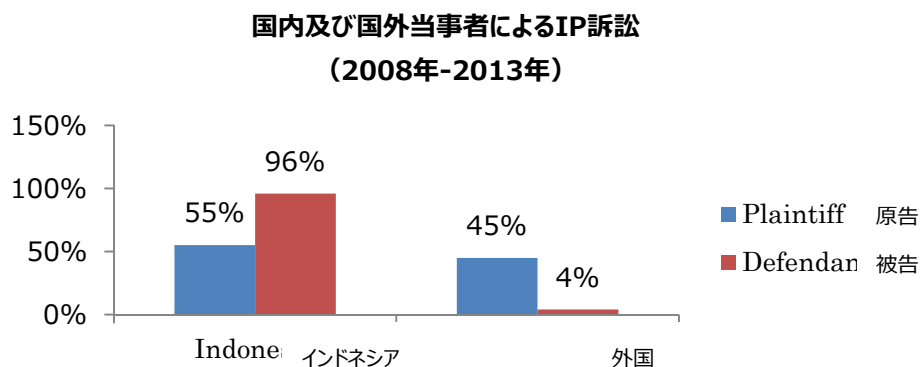
4.3 商務裁判所における知的財産訴訟の件数

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
中央商務裁判所 (Jakarta) http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/	商標 53 件 特許 1 件 著作権 5 件	商標 92 件 特許 1 件 著作権 6 件	商標 75 件 特許 6 件 著作権 2 件	商標 54 件 特許 2 件 著作権 1 件
スラバヤ商務裁判所 (Surabaya) http://sipp.pn-surabayakota.go.id/	オンライン記 録なし	商標 8 件	商標 6 件 著作権 4 件	商標 5 件 著作権 4 件
メダン商務裁判所 (Medan) http://www.pn-medankota.go.id/sipp-pn/	オンライン記 録なし	商標 1 件	商標 7 件	商標 2 件
スマラン商務裁判所 (Semarang) http://sipp.pn-semarangkota.go.id/	オンライン記 録なし	商標 1 件 著作権 1 件	商標 2 件	著作権 2 件
マカッサル商務裁判所 (Makassar) http://sipp.pn-makassar.go.id/	オンライン記 録なし	オンライン記 録なし	オンライン記 録なし	オンライン記 録なし

⁶⁵ Anti-counterfeiting 2010

4.3.1 外国 vs 国内当事者⁶⁶

2014 年度インドネシアの IP 訴訟に関する研究によると、2008-2013 の間、533 件の IP 訴訟が発生し、クレームの 45% は外国人により、残りの 55% はインドネシア人により登録された。一方、被告の 96% はインドネシア人であり、4 % のみが外国の被告であった。



外国原告の中で、アメリカと日本はそれぞれ 47 件、45 件で、上位 1,2 位を占めている。次いで 21 件で中国、ドイツとイギリスが 16 件を占める。外国被告に関しては、シンガポールが合計 8 件でトップであり、次いで日本とアメリカがそれぞれ 5 件、3 件である。調査された訴訟に基づいて裁判所に提出された IP 訴訟の種類は以下の表である。

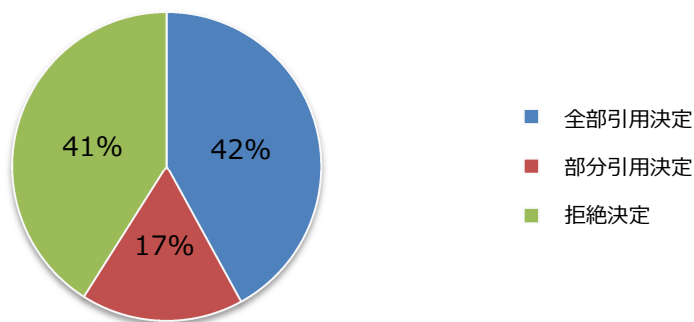
種類	国内原告にかかる案件				外国原告にかかる案件			
	商標	著作権	意匠	特許	商標	著作権	意匠	特許
取消	203	6	4	9	114	29	37	11
侵害	41	8	1	1	48	15	3	1
削除	9	0	0	n/a	18	0	0	0

⁶⁶ JICA Consultancy Work for Survey on Recent Court Cases regarding Trademark, Patent, Industrial Design and Copyright in Indonesia and Development of Curriculum and Materials for Training, Interim Report, 25th February 2014.

4.3.2 判決と控訴

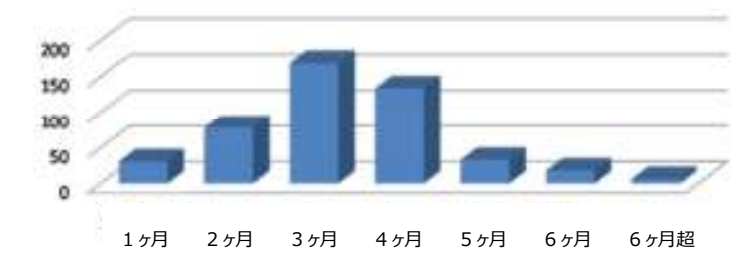
調査された 533 件の中で、全部引用決定は 42%で、41%の拒絶決定とほぼ同じ比率である。残りの 17%は部分引用決定された。

商事裁判所の判決の割合



結果に承服できない当事者は、最高裁判所に上告される。533 件の中、ただ 167 件が上告され、また 28 件が再審(reconsideration appeal)請求された。

IP 裁判の所要期間に関しては、1 ヶ月から 6 ヶ月まで様々である。169 件が 4 ヶ月かかっている一方、判決まで平均時間は 3 ヶ月である。商務裁判所における第 1 審理から判決までの所要期間は以下のとおりである。



4.4 主要判例

特許に関する 2 件、意匠に関する 2 件、商標に関する 3 件を下記に紹介する。

4.4.1 特許

4.4.1.1 DJAKA AGUSTINA

商務裁判所判決：第 53/Paten/2012/ PN.Niaga.Jkt.Pst 号

上告判決：第 295 K/ Pdt.Sus-HaKI/2013 号

判決見直しを求める上告：第 25 PK/Pdt.Sus-HKI/2015 号

原告：DJAKA AGUSTINA

被告：TAN SURYANTO JAYA（判決見直しを求める上告における上告人）

結果：棄却

出典：⁶⁷

原告は、2009 年以來、中国の会社からバスタブを輸入販売している。2012 年、原告は、被告の意匠登録第 ID0026208-D 号及び第 ID0026209-D 号のほか、簡易特許登録第 ID5001118 号（名称：“Bak Mandi Plastik”/「プラスチック浴槽」）に基づき、取引活動を停止せよとの警告書を被告から受け取った。

原告はそこで、被告の簡易特許登録の取消しを目的として訴訟を提起した。原告の主張は、当該製品は 2010 年の被告の特許出願に先立ち、原告が既に市場に出しており、当該発明は新規性を欠いていたため、当該登録は付与されるべきではなかったという趣旨である。

他方、被告は、自社製品は被告が中国の会社と契約を結んで、自社製品用の金型を作成させた結果できたものであるとの反訴を行った。

中央ジャカルタ商務裁判所（the Central Jakarta Commercial Court）は、原告の請求、被告の反訴の両方を棄却することを決め、両当事者は最高裁判所に上告した。

最高裁判所は、被告の上告を棄却する一方で、以下の原告の請求を認めた。

- 原告には特許出願を行うに足る十分な法的地位がある旨、宣言すること。
- 被告の簡易特許登録が新規性を欠くことを宣言すること。
- 被告の簡易特許登録の取消しを宣言すること。

被告は、判決見直しを求める上告を提起したが、最高裁判所は、上告判決の支持を決定した。

⁶⁷ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/8847c99b7b5c97c6d86b679fae275d8c>

4.4.1.2 JUSMAN HUSEN

判決見直しを求める上告の判決： 第 54 PK/PDT.SUS/2009 号

上告判決： 第 462 K/PDT.SUS/2009 号

原告： Jusman Husen

被告： Marwanson Tjo, Tedy

出典：⁶⁸

最高裁判所による特許取消し判決は、刑事的な特許権利行使制度の誤用が孕む一つの危険性を際立たせるものである。

原告は、セキュリティドアとして使われる金属スライドゲートのために、2007 年と 2008 年、各種の意匠及び簡易特許を出願した。競合企業二社は、何件かの取消審判を請求し、2008 年、先に申請していたケースで同氏の意匠 6 件の取消に成功した。しかし、このことで競争は形を変え、猛烈な反発を生むこととなった。

2009 年、原告は、競合企業二社を相手取って刑事告訴を提起した。これに続いて同氏の特許 2 件に基づき、警察による摘発が行われた。そこで摘発を受けた被告達は、当該発明が先行技術に開示されていることを根拠として、特許取消しを申請した。被告二社は両者とも、他の沢山の人が類似の製品を販売する中、15 年間、ビジネスに携わってきた。彼らはこの事実をカタログから証明することができた。

ジャカルタ商務裁判所は当該の簡易特許 2 件を取り消した上で、原告の行動は悪意によるものであると述べた。そこで原告は、最高裁判所に 2 度上告したが、不成功に終わった。2012 年 3 月、最高裁判所は、最終的に、初回の最高裁判所委員会の判決に瑕疵はなかったと断じ、当該発明は新規のものではないと述べた。

これらのビジネスマン達が身をもって知ったように、特許の権利行使に関してインドネシアで刑事制度を採用することにはリスクがある。必ずしも落ち度がある訳ではない競合企業を打ちのめす武器として刑事制度を利用することが益々一般化してきている。

4.4.2 意匠

4.4.2.1 TAN SURYANTO JAYA

最高裁判所判決の見直しを求める上告の判決： 第 75 PK/Pdt.Sus-HKI/2014 号

最高裁判所上告判決： 第 295 K/Pdt.Sus-HaKI/2013 号

⁶⁸ <http://ipkomododragon.blogspot.co.id/2012/03/indonesia-folding-door-patent-dispute.html>

<http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/b9d7c850ddbc26721e3f4e6fecb5bfdd>

商務裁判所判決：第 02/Desain Industri/2013/PN.Niaga/Medan 号

原告： TAN SURYANTO JAYA

被告： DJAKA AGUSTINA（判決見直しを求める上告の上告人）

判決： 許可

出典： ⁶⁹

原告はプラスチック製水容器の製造業者である。同氏は2010年、2件の意匠出願を申請し（出願番号第 ID 0 026 208-D 号及び第 ID 0 026 209-D 号、物品名は"BAK MANDI PLASTIK"／「プラスチック浴槽」）、また、"BAK PENAMPUNG AIR"／「水コンテナ（水容器）」という名称の実用新案登録第 ID S0001118 号を所有している。

原告は、被告が"BAK MANDI"（「浴槽」）という名称で2011年に申請した意匠出願（第 ID 0 031 805-D 号及び第 ID 0 031 806-D 号）の取消しを目的に訴訟を提起した。原告によれば、被告による意匠は、原告自身の意匠と同一であるとのことである。

メダン商務裁判所（Medan Commercial Court）の裁判官委員会は、原告支持の判決を下した。当該の意匠が新規なものではなく、原告の意匠に類似することから、同委員会は、被告が悪意をもって自身の意匠の登録を出願したと宣言した。

被告はその後、判決見直しを求める上告を最高裁判所に提起し、決定的要素ともなり得る新たな証拠をもって嘆願を行った。その理由は特に、商務裁判所が、裁判所への召喚を適切に行えていなかったからというものである。被告は、原告が故意に被告の旧住所を記入したため、被告には抗弁の機会がなかったと主張した。それに加えて、被告はまた、原告の両方の主張についても、自らの意匠は新規であり、原告の意匠とは類似しないと主張した。

最高裁判所は、商務裁判所が被告の住所の誤りを見落としたことに同意した。裁判官委員会はまた第一審の判決を取り消し、被告を相手取って原告が行った請求のすべてを却下する旨、決定した。

⁶⁹ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/bbbdc3137778631e0031c78b78f3ed7f>

4.4.2.2 DENI JUNI PRIANTO

商務裁判所判決：第 32/DESAIN INDUSTRI/2013/PN.NIAGA.JKT.PST 号

上告判決：第 19 K/Pdt.Sus-HKI/2014 号

原告：DENI JUNI PRIANTO（上告人）

被告：INDOASIA THRIVETAMA, DJOHAN KOHAR

結果：棄却

出典：⁷⁰

原告は、結露防止のためパネルボックスを温めるヒーター製品の生産販売に携わる“PT Tiga Reksa Perdana Indonesia”という会社の役員である。原告の主張は、自身が当該製品の販売を開始したのは2009年以降のことだが、同様の製品は大量に製造されており、インドネシアではるか昔から広く流通していることである。

原告は、被告の意匠登録は、原告の会社を含めた他の企業が広く生産／販売しているものと全体的な構成が類似しているため、新規なものではないと主張した。

被告は、自らこそが当該意匠の正当な権利者であり、その権利を侵害してきたのは原告の方であるとの反訴に出た。被告によれば、原告は、被告の登録意匠にその全体的な構成が類似するヒーター製品を製造していることを自ら認めている。

前記の主張に基づき、中央ジャカルタ商務裁判所（Central Jakarta Commercial Court）は、原告の訴訟を却下し、被告による反訴の一部を許可した。被告の登録意匠に類似するとの判断が下った原告のヒーター製品については、裁判所の裁判官委員会は、原告に対しその生産及び販売の停止を命じた。

被告には市場独占の意図があり、悪意をもって当該意匠を登録したと述べ、原告は上告した。しかし、最高裁判所の裁判官委員会は、原告が自らの主張を立証し得なかったと判断し、一審判決の支持を決定した。

⁷⁰ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/73ae7a43fce83c860229976e1da2deb7>

4.4.3 商標

4.4.3.1 花王株式会社 KAO CORPORATION

商務裁判所判決：第 02/MEREK/2012/PN. NIAGA.JKT.PST 号

上告判決：590 K/ Pdt.Sus/2012 号

判決見直しを求める上告判決：127 PK/Pdt.Sus-HKI/2013 号

原告：花王株式会社（デンマーク）

被告：PT. SINTONG ABADI（判決見直しを求める上告における被上告人）

結果：許可

出典：⁷¹

原告は、2001年12月31日に延長（更新）された登録商標第496355号「BIORE」の権利者であり、当該登録は第3類の石鹼、洗顔フォーム、香料、化粧品、シャンプー、洗髪剤、ヘアケア剤を対象とするものである。一方、被告は2006年12月14日に登録された第IDM000292510号商標「BIORF」の権利者であり、当該登録の対象は第3類の化粧品、女性用・子供用のパウダー、香料／フレグランスオイル、スキンローション、シャンプー、石鹼、液体石鹼、スキンクリーム、フェースクリーム、ハンドクリーム及びボディローション、化粧用コットンパフ、毛髪用着色剤、ネイルエナメル、スティック状の消臭剤、口紅である。

原告の商標は1982年以来インドネシアで登録されている周知商標であり、その周知商標に類似する「BIORF」を被告は悪意をもって登録したと主張して、原告はジャカルタ商務裁判所に商標取消訴訟を提起した。

原告は、最高裁判所に上告の上、何とか結果を覆した。最高裁判所は、被告の「BIORF」は、原告の周知商標「BIORF」に類似し、悪意をもって登録されたものであり、従って取り消されるべきものであるとの判決を下した。

被告はその後、判決見直しを求める上告を提起し、最高裁判所の裁判官委員会は、被告の抗弁を十分検討しなかったと主張した。被告によれば、自身の登録商標は「BIORE」とは非類似であり、その事実は商標審判部の決定のみならず、商務裁判所判決が既に裏付けた通りである、というのである。

判決見直しを求める上告における裁判官委員会は、最終的に上告判決を取り消し、両商標は称呼又は音声の上で類似しないと宣言した。裁判官委員会はまた、当該2商標間に存在する唯一の類似点は、公有に属する「BIO」という語句だけであるとの判決を下した。

⁷¹ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/44fdcf6291188c6f8763c2046198a20>

4.4.3.2 PHIKO LEO PUTRA

最高裁判所判決見直しを求める上告判決：第 118 PK/Pdt.Sus-HKI/2014 号

商務裁判所判決：第 03/Pdt.Sus.Merek/2014/PN.Niaga.JKT.PST 号

原告：PHIKO LEO PUTRA

被告：ABDUL ALEX SOELYSTIO（判決見直しを求める上告・上告人）

判決：許可

関連事件：ABDUL ALEX SOELYSTIO vs PAIMIN HALIM (Abdul Won)

出典：⁷²

最高裁判所判決見直しを求める上告判決：第 179 PK/Pdt.Sus/ 2012 号：_

最高裁判所は、インドネシアにおける商標登録第 IDM000305714 号「KOPITIAM」を対象とした別件の取消訴訟において、被告人による、判決見直しを求める上告を許可していた。

原告は、2013 年 9 月、第 43 類の「カフェ及びレストラン」について、「Lau's Kopitiam」に関する登録出願を行った（出願第 J002013043616 号）。原告は、「KOPITIAM」は公有に属すべきものであるため、被告が有する「KOPITIAM」商標の登録は、取り消されるべきであると主張した。

「KOPITIAM」は、二つの品質表示語、すなわち「KOPI」（インドネシア語で「コーヒー」）と「TIAM」（中国福建語の方言で「店」）を組み合わせた語句である。これは特に海南省を出自とする華僑がコーヒーショップ事業を行う時に広く使われる言葉の組み合わせであると原告は主張している。

ジャカルタ商務裁判所の裁判官委員会は、原告の訴えを退けた。

この判決に基づき、被告は反訴上告を提起した。被告の主張は、原告による「Lau's Kopitiam」カフェ及びレストランの営業は、被告自身の商標登録に類似するというものである。被告（男性）は裁判所に対し、原告の事業運営の停止と「KOPITIAM」に対する被害や損失に関する支払いを命じるよう要請した。

中央ジャカルタ商務裁判所は、原告の非登録商標「Lau's Kopitiam」は、被告商標と充分異なると述べ、被告の反訴を退けた。

被告はそこで、最高裁判所に対し、判決見直しを求める上告を提起した。最高裁判所の裁判官委員会は、これに先立つ商務裁判所判決を取り消し、自身の判決を下して、被告の主張を以下の通り、部分的に認めた。

- 原告の非登録商標「Lau's Kopitiam」は、第 43 類に登録された被告の商標「KOPITIAM」に類似

⁷² <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/4d2ece27ce05380a29647a361a477245>

する旨、宣言すること。

- 原告が、権利もなく、法に触れる形で当該の非登録類似商標を使用してきた旨、宣言すること。
- インドネシアにおいて「Lau's Kopitiam」を使用して原告が行ってきた全事業運営の停止を原告に命じること。

4.4.3.3 PT GUDANG GARAM

最高裁判所上告判決：第 162 K/Pdt.Sus-HKI/2014 号（上告 - 被告勝訴）

商務裁判所判決：商務裁判所 第 04/HKI-MERREK/2013/PNNIAGA.SBY 号（原告勝訴）

原告：PT Gudang Garam

被告：H. Ali Khosin, SE.（上告人）

上告判決：許可

出典：⁷³

インドネシアで最も有名なたばこメーカーに名を連ねる PT Gudang Garam, Tbk.（原告）は、第 34 類の「kretek（クローブ・フレーバーの）たばこ」に関してインドネシア人、H. Ali Khosin, SE.（被告）が有する商標登録「Gudang Baru」が原告の「Gudang Garam」商標に類似するとの理由により、スラバヤ地方商務裁判所（the Commercial Court of District Court of Surabaya）において、当該登録に関する商標取消訴訟を提起した。商標「Gudang Baru」及び画像の使用は、實際上、原告自身の商標「Gudang Garam」及び画像に原則として類似し、この類似性は、形と言葉の組み合わせ、ロゴのデザイン、スペル、称呼（商標の読み方）、色彩構成及び図柄／画像の配置を見ればよく分かつと原告は主張している。



横に並べて比較：「Gudang Garam」（左）、「Gudang Baru」（右）

PT Gudang Garam, Tbk.は 1979 年以來、自社「Gudang Garam」商標の登録を保持しており、こ

⁷³ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/1fd0c2ba83f6ed5dd8bc6c7929708eea>

の商標は、識別力溢れるパッケージデザインや色彩も相俟って、インドネシア及び世界でも周知である。原告は、自社商標のプロモーションを大規模に展開し、他の国でも当該商標を登録してきた。スラバヤ地方商務裁判所は、原告を支持する判決を下し、「Gudang Garam」は周知商標であり、商標「Gudang Baru」及び画像は原則として商標「Gudang Garam」及び画像に類似する、そして被告は、「Gudang Garam」商標の名声にただ乗りしようという悪意をもって、自らの商標出願を申請したと述べた。従って、裁判所は、「Gudang Baru」商標登録の取消しを認めた。

被告は、上の判決に抗って、最高裁判所において判決破棄を求めた。最高裁判所は、被告の判決破棄の主張を受け入れ、スラバヤ地方商務裁判所の判決を覆した。最高裁判所は、商標「Gudang Baru」の登録は現実として年数を経たものであり、悪意の証拠はなく、また比較してみても両商標は類似せず、従って混同を生じさせるものではないと述べ、その判決第 162 K/Pdt.Sus-HKI/2014 を発した。

5. 権利登録

5.1 権利別出願・登録件数

インドネシアはアセアンの中で出願件数が最も多い。2014 年度の出願件数による順位は、特許 50 位、商標 24 位、意匠 28 位であり、2013 年度より 7.7%増加した⁷⁴。知的財産保護に関する世界競争力は、144 国の中で、43 位で、昨年度より 12 位上がったと評価されている⁷⁵。

⁷⁴ World Intellectual Property Indicators, 2015 年 12 月発行

⁷⁵ World Economic Forum's 2014-2015 global competitive report

[執筆協力]

PT Rouse Consulting International (調査・編集)
新樹グローバル IP (翻訳等協力)

[発行]

日本貿易振興機構 (JETRO)
ジャカルタ事務所
TEL: +62-21-5200264
FAX: +62-21-5200261

2016年8月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。